

令和 7 年度 建設工事における条件付一般競争入札（実績申告型）の取組方針について

都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）では、平成 23 年 11 月から実施している「大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）条件付一般競争入札（実績申告型）」（以下「実績申告型」という。）について、以下のとおり継続して運用します。

なお、詳細については、工事案件毎に公告時に配布する「実績申告書作成要領」等を熟読願います。

1. 実績申告型の概要

実績申告型とは、入札参加資格に定める「評価基準点」以上の申告点を有する入札参加者間で価格競争を行い、落札候補者を決定する方式です。

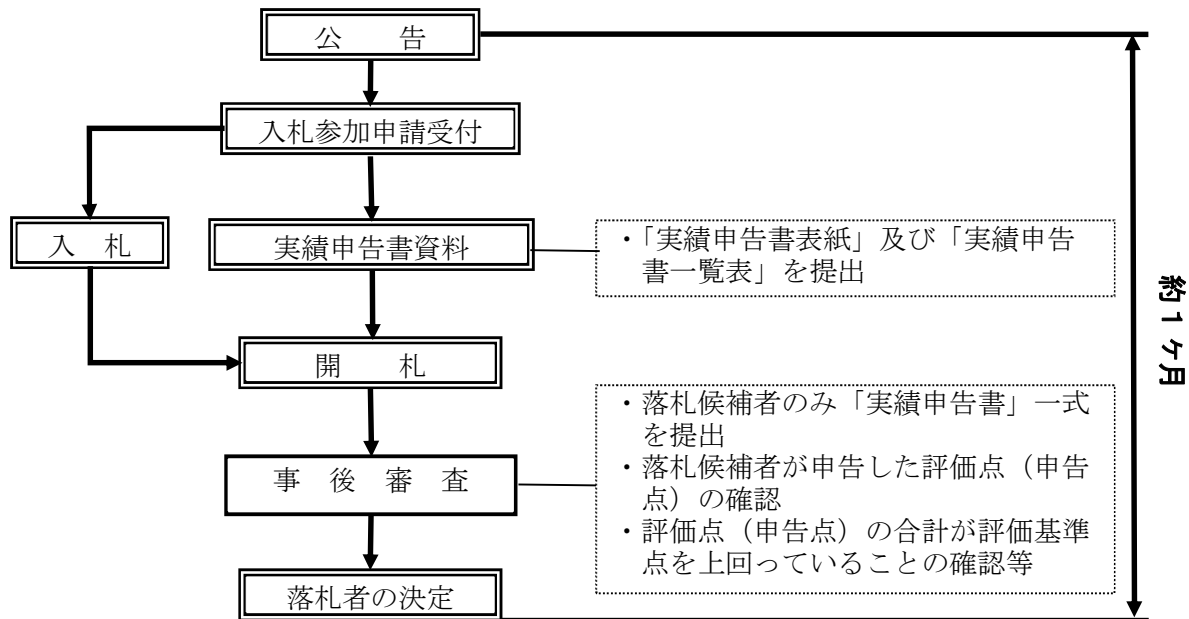
2. 対象工事

実績申告型の対象工事（業種及び等級）は、土木一式工事（法面処理工事を含む。）AA～C等級、橋梁上部工事、舗装工事（A＋A、A等級）とします。

実績申告型対象（下図黄色着色部）

土木一式				橋梁上部工			舗装		
金額	等級	技術提案型 総合評価落札方式	一般競争入札	技術提案型 総合評価落札方式	一般競争入札	実績申告型	技術提案型 総合評価落札方式	一般競争入札	実績申告型
27.2億円									
13.5億円	AA AA＋A A＋A								
9.0億円	A＋B								
3.5億円	A								
0.9億円	B								
0.6億円	C								
0.2億円	D								
		一般競争付き		一般競争付き					

3. 実績申告型の手続きフロー



※「実績申告書」は、工事案件毎に電子入札公告と併せて交付する「実績申告書作成要領」に基づき作成します。

4. 実績申告型における審査

(1) 評価基準点

「評価基準点」は、当該工事の入札参加資格要件の一つとして大阪府が示す基準となる点であり、工事案件ごとに電子入札公告にて定めます。

(2) 実績評価基準の概要

「実績評価基準」は工事案件ごとに実績申告書作成要領により定めます。

「実績評価基準」の各項目の合計点に対して定める「評価基準点」及び「技術力評価基準点」に対して、各々それ以上の実績等がある者が、入札に参加できることとなります。

実績評価基準表の見方

- ・実績評価基準表は、次に記載している【参考1】～【参考6】により概要を示しています。
 - 【参考1】「土木一式工事A A, A + B, A等級」・・・・・・・・・・ 3 頁
 - 【参考2】「土木一式工事（特殊工事）A A, A + B, A等級」・・・・ 5 頁
 - 【参考3】「土木一式工事B, C等級」・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
 - 【参考4】「橋梁上部（鋼橋）工事」・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
 - 【参考5】「舗装工事A等級」・・・・・・・・・・・・・・ 11 頁
 - 【参考6】「舗装工事A + A等級」・・・・・・・・・・・・・・ 13 頁
- ・複数の評価項目が太線で囲まれている場合は、ア、イ（、ウ）の各評価項目の内、いずれかを選択し申告してください。
- ・評価基準の欄に①、②（、③、④）と記載のある場合は、いずれかを選択し申告してください。
- ・共同企業体で参加される場合は、代表構成員の実績等を評価の対象とします。
- ・「同種工事」については、案件毎に設定します。
- ・土木一式工事及び橋梁上部工事における「同分野工事」とは、「土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、法面工事、プレストレストコンクリート構造物工事、PC橋梁上部工事、鋼橋上部工事、その他構造物工事、橋梁補修工事、橋梁補強工事、しゅんせつ工事」とします。

【参考１】実績評価基準表（土木一式工事 AA、A+B、A等級の場合）

分類	評価項目		評価内容	評価基準		点数
企業の技術力	選択	ア) 優良工事表彰受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去2年間の優良工事表彰等の受賞の有無(※8)	選択	①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり	5
					②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	4
		イ) 優良な工事成績点の有無	都市整備部又は大阪港湾局発注工事のうち過去2年間の工事成績点(※1)(※8)	80点以上		3
		ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去15年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無	同種工事の実績		3
	選択	ア) ICTの活用	ICT建設機械の使用 ICT測量の実施及び成果品納品	ICT建設機械の使用(2点) ICT測量の実施(1点)		最大3
		イ) 現場従事技能者の配置(※2)	登録基幹技能者 一級技能士	配置工種(最大4職種 0.50点×1人) 配置工種(最大4職種 0.25点×1人)		最大3
	工事成績点に係る減点		都市整備部発注工事のうち前年度の工事成績点(※1)	70点未満		-5
配置予定技術者の技術力	選択	ア) 優良工事表彰受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去2年間の優良工事表彰等の受賞の有無(※8)	選択	①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり	3
					②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	2
		イ) 同分野工事の工事成績点	過去5年間の都市整備部又は大阪港湾局発注の同分野工事において監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者として全期間従事した工事の成績点(※1)(※8)	選択	①85点以上	3
		ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去15年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無(※3)		②80点以上 84点以下	2
	継続学習への取り組み状況		継続教育(CPD)の過去1年間の取得単位数	推奨単位以上(※4)		2
企業の信頼性・社会性	若手・女性技術者の育成		若手(40歳以下)・女性技術者と補助者の配置	選択	①若手・女性技術者を監理技術者として配置し、技術力を有する(※5)現場代理人が補助を行う	3
					②若手・女性技術者を現場代理人として配置し、技術力を有する(※5)監理技術者(主任技術者)が補助を行う	3
					③若手・女性技術者を担当技術者として配置し、技術力を有する(※5)監理技術者(主任技術者)又は現場代理人が補助を行う	3
					④技術力を有する(※5)女性技術者を監理技術者又は現場代理人として配置	3
	地域貢献度	営業所の所在地(※6)	大阪府内企業であり建設機械の所有	大阪府内に建設業法上の主たる営業所があり、かつ建設機械を所有		1.5
		大阪府内企業への下請け	大阪府内企業の下請けへの活用	一次下請契約額に占める大阪府内企業の下請契約額の割合が90%		1.5
		災害復旧工事の実績	過去2年間の都市整備部又は大阪港湾局発注工事における災害復旧工事の実績の有無(※8)	緊急随意契約における災害復旧工事の実績の有無		1.5
	大阪府施策への取り組み		障がい者の雇用状況(※7)	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている		1.5
	担い手の確保		担い手の確保及び定職率の向上	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を行う		1

全体の合計点	20.0 ～ 23.0
うち、技術力の合計点	10.0 ～ 13.0

- ※1 成績点は総価契約に限ります。技術者の成績は全期間従事した工事の成績のみを対象とします。
- ※2 評価対象とする技能者の職種等は工事案件により異なります。（実績申告書作成要領で工事毎に指定します。）
各職種1名までとし、適用する職種の数で評価点を加算します。
現場従事技能者は、1工種につき1名とし、兼務は認めません。
元請けが、現場従事技能者を配置する場合は、その現場従事技能者は、現場代理人、監理技術者（主任技術者）、担当技術者との兼務は認めません。
- ※3 求める工種や工事内容を施工している期間すべてに従事していれば対象とします。
- ※4 推奨単位は、各工事案件の実績申告書作成要領にて示します。
- ※5 「技術力を有する」とは、「同種工事の施工実績」、「80点以上の工事成績点」又は「監理技術者として10年以上の経験」を有することをいいます。
- ※6 土木一式A単体の対象案件以外は、「大阪府内企業」であれば、「建設機械の所有」がなくても評価の対象とします。
また、共同企業体においては、代表構成員の主たる営業所が評価の対象となります。
- ※7 共同企業体においては、全ての構成員の障がい者実雇用率が、法定雇用率を超えている場合に評価の対象となります。
- ※8 大阪港湾局は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）発注を対象としています。

【参考2】実績評価基準表（土木一式工事（特殊工事）AA、A+B、A等級の場合）

分類	評価項目		評価内容	評価基準	点数
企業の技術力	選択	ア) 優良工事表彰受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去2年間の優良工事表彰等の受賞の有無(※8)	①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり	5
				②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	4
		イ) 優良な工事成績点の有無	都市整備部又は大阪港湾局発注工事のうち過去2年間の工事成績点(※1)(※8)	80点以上	3
	選択	ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去15年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無	①施工規模70%以上の複数の実績 又は100%実績	3
				②施工規模70%以上の実績	2
	選択	ア) ICTの活用	ICT建設機械の使用 ICT測量の実施及び成果品納品	ICT建設機械の使用(2点) ICT測量の実施(1点)	最大3
		イ) 現場従事技能者の配置(※2)	登録基幹技能者 一級技能士	配置工事(最大4職種 0.50点×1人) 配置工事(最大4職種 0.25点×1人)	最大3
	工事成績点に係る減点		都市整備部発注工事のうち前年度の工事成績点(※1)	70点未満	-5
配置予定技術者の技術力	選択	ア) 優良工事表彰受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去2年間の優良工事表彰等の受賞の有無(※8)	①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり	3
				②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	2
		イ) 同分野工事の工事成績点	過去5年間の都市整備部又は大阪港湾局発注の同分野工事において監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者として全期間従事した工事の成績点(※1)(※8)	①85点以上	3
	選択	ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去15年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無(※3)	①施工規模70%以上の複数の実績 又は100%実績	3
				②施工規模70%以上の実績	2
	継続学習への取り組み状況		継続教育(CPD)の過去1年間の取得単位数	推奨単位以上(※4)	2
企業の信頼性・社会性	若手・女性技術者の育成		若手(40歳以下)・女性技術者と補助者の配置	①若手・女性技術者を監理技術者として配置し、技術力を有する(※5)現場代理人が補助を行う	3
				②若手・女性技術者を現場代理人として配置し、技術力を有する(※5)監理技術者(主任技術者)が補助を行う	3
				③若手・女性技術者を担当技術者として配置し、技術力を有する(※5)監理技術者(主任技術者)又は現場代理人が補助を行う	3
				④技術力を有する(※5)女性技術者を監理技術者又は現場代理人として配置	3
	地域貢献度	営業所の所在地(※6)	大阪府内企業であり建設機械の所有	大阪府内に建設業法上の主たる営業所があり、かつ建設機械を所有	1
		災害復旧工事の実績	過去2年間の都市整備部又は大阪港湾局発注工事における災害復旧工事の実績の有無(※8)	緊急随意契約における災害復旧工事の実績の有無	1
	大阪府施策への取り組み		障がい者の雇用状況(※7)	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	1

	担い手の確保	担い手の確保及び定職率の向上	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を行う	1
全体の合計点				17 ～ 20
うち、技術力の合計点				10 ～ 13

※1 成績点は総価契約に限ります。技術者の成績は全期間従事した工事の成績のみを対象とします。

※2 評価対象とする技能者の職種等は工事案件により異なります。（実績申告書作成要領で工事毎に指定します。）

各職種1名までとし、適用する職種の数で評価点を加算します。

現場従事技能者は、1工種につき1名とし、兼務は認めません。

元請けが、現場従事技能者を配置する場合は、その現場従事技能者は、現場代理人、監理技術者（主任技術者）、担当技術者との兼務は認めません。

※3 求める工種や工事内容を施工している期間すべてに従事していれば対象とします。

※4 推奨単位は、各工事案件の実績申告書作成要領にて示します。

※5 「技術力を有する」とは、「同種工事の施工実績」、「80点以上の工事成績点」又は「監理技術者として10年以上の経験」を有することをいいます。

※6 土木一式A単体の対象案件以外は、「大阪府内企業」であれば、「建設機械の所有」がなくても評価の対象とします。

また、共同企業体においては、代表構成員の主たる営業所が評価の対象となります。

※7 共同企業体においては、全ての構成員の障がい者実雇用率が、法定雇用率を超えている場合に評価の対象となります。

※8 大阪港湾局は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）発注を対象としています。

【参考3】実績評価基準表（土木一式工事 B, C 等級の場合）

分類	評価項目		評価内容	評価基準		点数
企業の技術力	選択	ア) 優良工事表彰受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去5年間の優良工事部長表彰等の受賞の有無(※11)	選択	①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり	5
					②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	4
		イ) 優良な工事成績点の有無	都市整備部又は大阪港湾局発注工事のうち過去2年間の工事成績点(※1)(※11)	選択	①80点以上	4
					②75点以上 79点以下	3
		ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去15年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無	同種工事の実績		3
	選択	ア) ICTの活用	ICT建設機械の使用 ICT測量の実施及び成果品納品	ICT建設機械の使用(2点) ICT測量の実施(1点)(※12)		最大3
		イ) 現場従事技能者の配置(※2)	登録基幹技能者 一級技能士	配置工種(主要な工種)1名配置で2点 配置工種(主要な工種)1名配置で1点		最大3
工事成績点に係る減点		都市整備部発注工事のうち前年度の工事成績点(※1)	70点未満		-5	
配置予定技術者の技術力(※3)	選択	ア) 優良工事表彰受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去5年間の優良工事表彰等の受賞の有無(※11)	選択	①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり	3
					②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	2
		イ) 同分野工事の工事成績点	過去5年間の都市整備部又は大阪港湾局発注の同分野工事において監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者として全期間従事した工事の成績点(※1)(※11)	選択	①80点以上	3
					②75点以上 79点以下	2
		ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去15年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無(※4)	同種工事の経験		3
	選択	ア) 保有する資格	1級国家資格等を有する技術者の配置	一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士等		3
イ) 継続学習への取り組み状況		継続教育(CPD)の過去1年間の取得単位数	推奨単位以上(※5)		2	
企業の信頼性・社会性	地域貢献度1		大阪府内企業であり、かつ発注土木事務所管内に大阪府と契約する営業所を有し、右の基準に該当する者(※6)	選択	①「大阪府都市整備部(住宅建築局を除く。)土木工事災害時等施工能力事前審査登録」をしている(※7)	5
					②建設機械の所有	3
					③①②は満たしていないが、発注土木事務所管内に大阪府と契約する営業所を有する。(※8)	2
	地域貢献度2		過去5年間で、「同分野工事」の単価契約又は「委託役務」の単価契約の受注の実績(※9)	選択	①2回以上受注あり	5
					②1回受注あり	3
					③施工実績あり	3
	地域貢献度3	大阪府内企業への下請け	大阪府内企業の下請けへの活用	一次下請契約額に占める大阪府内企業の下請契約額の割合が90%		1
災害復旧工事の実績		過去2年間の都市整備部又は大阪港湾局発注工事における災害復旧工事の実績の有無(※11)	緊急随意契約における災害復旧工事の実績の有無		1	

大阪府施策への取り組み	障がい者の雇用状況(※10)	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	1
担い手の確保	担い手の確保及び定職率の向上	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を行う	1
全体の合計点			25 ～ 28
うち、技術力の合計点			11 ～ 14

- ※1 成績点は総価契約に限ります。技術者の成績は全期間従事した工事の成績のみを対象とします。
- ※2 評価対象とする技能者の職種等は工事案件により異なります。(実績申告書作成要領で工事毎に指定します。)
- 各職種1名までとし、適用する職種の数で評価点を加算します。
- 現場従事技能者は、1工種につき1名とし、兼務は認めません。
- 元請けが、現場従事技能者を配置する場合は、その現場従事技能者は、現場代理人、監理技術者(主任技術者)、担当技術者との兼務は認めません。
- ※3 建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)を配置して申告する場合は、特例監理技術者を補佐する者(監理技術者補佐)にも同等以上の評価がなされる者を配置することとします。
- ※4 求める工種や工事内容を施工している期間すべてに従事していれば対象とします。
- ※5 推奨単位は、各工事案件の実績申告書作成要領にて示します。
- ※6 「大阪府と契約する営業所」とは、大阪府建設工事等入札参加資格登録において届けている営業所をいいます。
- また、工事場所が大阪市内の場合は、「発注土木事務所管内」を「大阪市内」と読み替えることとします。
- ※7 工事場所が大阪市内の場合は、「大阪府都市整備部(住宅建築局を除く。)土木工事災害時等施工能力事前審査登録」を評価基準から除きます。(全体の合計点を26点とします)。
- ※8 土木一式工事C等級の場合は、「大阪府と契約する営業所」を評価基準から除きます。
- ※9 工事発注事務所又は工事場所の市町村を所管する土木事務所における受注実績に限ります。
- ※10 共同企業体においては、全ての構成員の障がい者実雇用率が、法定雇用率を超えていることが評価の対象となります。
- ※11 大阪港湾局は、大阪港湾局(計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部)発注を対象としています。
- ※12 工事案件により、「ICT測の実施」を評価基準の対象としないことがあります。

【参考４】実績評価基準表（橋梁上部（鋼橋）工事の場合）

分類	評価項目		評価内容	評価基準	点数
企業の技術力	選択	ア) 優良工事表彰 受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去5年間の優良工事部長表彰等の受賞の有無(※8)	①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり	5
				②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	4
		イ) 優良な工事成績点の有無	都市整備部又は大阪港湾局発注工事のうち過去5年間の工事成績点(※1)(※8)	80 点以上	4
		ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去 15 年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無	施工規模 70%以上の複数の実績 又は 100%実績	3
	工事成績点に係る減点		都市整備部発注工事のうち前年度の工事成績点(※1)	70 点未満	－5
配置予定技術者の技術力(※2)	選択	ア) 優良工事表彰 受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去5年間の優良工事表彰等の受賞の有無(※8)	①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり	4
				②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	3
		イ) 同分野工事の工事成績点	過去5年間の都市整備部又は大阪港湾局発注の鋼橋上部工事において監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者として全期間従事した工事の成績点(※1)(※8)	80 点以上	3
		ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去 15 年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無(※3)	施工規模 70%以上の複数の実績 又は 100%実績	3
	継続学習への 取り組み状況		継続教育(CPD)の過去1年間の 取得単位数	推奨単位以上(※4)	2
企業の信頼性・社会性	地域貢献度 1		大阪府内企業である。又は大阪府内に自社工場を有している	大阪府内企業又は大阪府内自社工場	3
	地域貢献度 2		過去5年間で、都市整備部又は大阪港湾局発注の小規模(※5)橋梁上部工事の受注実績(※8)	① 1 回受注あり	3
				② 入札参加の実績あり(※6)	1
	地域貢献度	大阪府内企業への 下請け	大阪府内企業の下請けへの活用	一次下請契約額に占める大阪府内企業の下請契約額の割合が 90%	1
		災害復旧工事の 実績	過去2年間の都市整備部又は大阪港湾局発注工事における災害復旧工事の実績の有無(※8)	緊急随意契約における災害復旧工事の実績の有無	1
	大阪府施策への取り組み		障がい者の雇用状況(※7)	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	1
	担い手の確保		担い手の確保及び定職率の向上	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を行う	1
全体の合計点					21
うち、技術力の合計点					11

※１ 成績点は総価契約に限ります。技術者の成績は全期間従事した工事の成績のみを対象とします。

※２ 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）を配置して申告する場合は、特例監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）にも同等以上の評価がなされる者を配置することとします。

- ※3 求める工種や工事内容を含む現場施工の全期間に従事していれば対象とします。
- ※4 推奨単位は、各工事案件の実績申告書作成要領にて示します。
- ※5 小規模とは、予定価格が1億円未満の工事をいいます。
- ※6 受注実績が無い場合も、小規模橋梁上部工事に入札参加している場合は加点します。
- ※7 共同企業体においては、全ての構成員の障がい者実雇用率が、法定雇用率を超えていることが評価の対象となります。
- ※8 大阪港湾局は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）発注を対象としています。

【参考5】実績評価基準表（舗装工事 A 等級の場合）

分類	評価項目		評価内容	評価基準		点数
企業の技術力	選択	ア) 優良工事表彰受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去5年間の優良工事部長表彰等の受賞の有無(※8)	選択	①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり	5
					②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	4
		イ) 優良な工事成績点の有無	都市整備部又は大阪港湾局発注工事のうち過去2年間の工事成績点(※1)(※8)	80 点以上		4
		ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去 15 年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無	同種工事の実績		3
	工事成績点に係る減点		都市整備部発注工事のうち前年度の工事成績点(※1)	70 点未満		-5
配置予定技術者の技術力	選択	ア) 優良工事表彰受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去5年間の優良工事表彰等の受賞の有無(※8)	選択	①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり	4
					②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	3
		イ) 同分野工事の工事成績点	過去5年間の都市整備部又は大阪港湾局発注の舗装工事において監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者として全期間従事した工事の成績点(※1)(※8)	80 点以上		3
	ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去 15 年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無(※2)	同種工事の経験		2	
	選択	ア) 保有する資格	1 級国家資格等を有する技術者の配置	一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士 一級舗装施工管理技術者等		3
		イ) 継続学習への取組み状況	継続教育（CPD）の過去1年間の取得単位数	推奨単位以上(※3)		2
企業の信頼性・社会性	地域貢献度 1		発注土木事務所管内に建設業法上の主たる営業所がある	発注土木事務所管内企業(※4)		3
	選択	ア) 地域貢献度 2	舗装機械の保有(※5) (6 カ月以上の長期リース契約可)	アスファルトフィニッシャー及び 搭乗型の転圧機の保有		3
		イ) 地域貢献度 3	アスファルトプラントの所有	アスファルトプラントを所有している(※6)		3
	地域貢献度 4		過去5年間で、「舗装補修工事」の単価契約の実績	選択	①2回以上受注あり	5
					②1回受注あり	3
	地域貢献度 5	大阪府内企業への下請け	大阪府内企業の下請けへの活用	一次下請契約額に占める地元下請契約額の割合が 90%		1
		災害復旧工事の実績	過去2年間の都市整備部又は大阪港湾局発注工事における災害復旧工事の実績の有無(※8)	緊急随意契約における災害復旧工事の実績の有無		1
	大阪府施策への取り組み		障がい者の雇用状況(※7)	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている		1
	担い手の確保		担い手の確保及び定職率の向上	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を行う		1
全体の合計点						27
うち、技術力の合計点						12

※1 成績点は縦価契約に限ります。技術者の成績は全期間従事した工事の成績のみを対象とします。

※2 求める工種や工事内容を施工している期間すべてに従事していれば対象とします。

- ※3 推奨単位は、各工事案件の実績申告書作成要領にて示します。
- ※4 政令指定都市を除きます。
- ※5 業者間リースは認めません。
- ※6 プラントの所在地は、南北2分割の地域割（各工事案件の実績申告書作成要領を参照。）で設定します。
- ※7 共同企業体においては、全ての構成員の障がい者実雇用率が、法定雇用率を超えていることが評価の対象となります。
- ※8 大阪港湾局は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）発注を対象としています。

【参考6】実績評価基準表（舗装工事 A+A 等級の場合）

分類	評価項目		評価内容	評価基準	点数
企業の技術力	選択	ア) 優良工事表彰 受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去5年間の優良工事部長表彰等の受賞の有無(※7)	選択 ①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり ②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり	5 4
		イ) 優良な工事成績点の有無	都市整備部又は大阪港湾局発注工事のうち過去2年間の工事成績点(※1)(※7)	80点以上	4
		ウ) 同種工事の施工実績の有無	過去15年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無	同種工事の実績	3
		工事成績点に係る減点		都市整備部発注工事のうち前年度の工事成績点(※1)	70点未満
	配置予定技術者の技術力	選択	ア) 優良工事表彰 受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局における過去5年間の優良工事表彰等の受賞の有無(※7)	選択 ①都市整備部長表彰 又は大阪港湾局優秀表彰受賞あり ②事務所長表彰 又は大阪港湾局優良表彰受賞あり
イ) 同分野工事の工事成績点			過去5年間の都市整備部又は大阪港湾局発注の舗装工事において監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者として全期間従事した工事の成績点(※1)(※7)	80点以上	3
ウ) 同種工事の施工実績の有無			過去15年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無(※2)	同種工事の経験	2
継続学習への取り組み状況			継続教育(CPD)の過去1年間の取得単位数	推奨単位以上(※3)	2
企業の信頼性・社会性		地域貢献度1		大阪府内企業である	大阪府内に建設業法上の主たる営業所がある
	選択	ア) 地域貢献度2	舗装機械の保有(※4) (6カ月以上の長期リース契約可)	アスファルトフィニッシャー及び搭乗型の転圧機の保有	3
		イ) 地域貢献度3	アスファルトプラントの所有	アスファルトプラントを所有している(※5)	3
	地域貢献度4		過去5年間で、「舗装補修工事」の単価契約の実績	選択 ①2回以上受注あり ②1回受注あり	5 3
	地域貢献度5	大阪府内企業への下請け	大阪府内企業の下請けへの活用	一次下請契約額に占める地元下請契約額の割合が90%	1
		災害復旧工事の実績	過去2年間の都市整備部又は大阪港湾局発注工事における災害復旧工事の実績の有無(※7)	緊急随意契約における災害復旧工事の実績の有無	1
	大阪府施策への取り組み		障がい者の雇用状況(※6)	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	1
	担い手の確保		担い手の確保及び定職率の向上	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を行う	1
	全体の合計点				
うち、技術力の合計点					11

※1 成績点は総価契約に限ります。技術者の成績は全期間従事した工事の成績のみを対象とします。

※2 求める工種や工事内容を施工している期間すべてに従事していれば対象とします。

- ※3 推奨単位は、各工事案件の実績申告書作成要領にて示します。
- ※4 業者間リースは認めません。
- ※5 プラントの所在地が、大阪府域内にあるものに限ります。
- ※6 共同企業体においては、全ての構成員の障がい者実雇用率が、法定雇用率を超えていることが評価の対象となります。
- ※7 大阪港湾局は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）発注を対象としています。

5. 実績申告型による落札者の決定

(1) 落札候補者となる者

入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とします。

なお、落札候補者が2者以上あるときは、入札書提出時に入力した「くじ入力番号」に従い、電子くじにより事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行います。

(2) 落札者の決定

落札候補者となり、事後審査により有効な入札書を提出したと認められた者を落札者とします。事後審査は、通常の審査と併せて落札候補者が作成した実績申告書の審査を行うものです。

6. その他留意事項

(1) 実績申告書における履行に関する事項

① 契約書における明記

実績申告書のうち、「ICTの活用」、「現場従事技能者の配置」、「若手・女性技術者の育成」、「地域貢献度（建設機械の保有）」、「大阪府内企業への下請け」及び「担い手の確保」については、契約図書に含めることとし、施工途中及び工事完了後に、履行状況の確認を行います。

② 工事成績点の減点について

(ア) ICTの活用

「企業の技術力」のうち、「ICTの活用」について、実績申告書により申告した場合で、その活用をすべて確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点します。

(イ) 現場従事技能者の配置

「企業の技術力」のうち、「現場従事技能者の配置」について、実績申告書により申告した場合において、本工事の契約期間中に、申告した現場従事技能者又は現場従事技能者と同等以上の評価がなされる者の配置が確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点します。

(ウ) 若手・女性技術者の育成

「企業の信頼性・社会性」のうち、「若手・女性技術者の育成」について、実績申告書により申告した場合は、実績申告の内容を証明する調書類の「若手・女性技術者の育成調書」に記載した者を現場施工工期の当初から竣工検査完了まで配置しなければなりません。なお、当該技術者の途中交代は原則認めません。ただし、「死亡」「傷病」「出産」「育児」「介護」又は「退職」等、真にやむを得ない理由により途中交代を行う場合はこの限りではありません。

配置した若手・女性技術者の途中交代を行う場合は、本案件で申告した配置技術者と同等の評価がなされる者を配置するものとします。本案件で申告した配置技術者と同等の評価ができない者を配置した場合、又は補助者の配置が確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点します。

(エ) 地域貢献度（建設機械の保有）

「企業の信頼性・社会性」のうち、「地域貢献度（建設機械の保有）」について、実績申告書により申告した場合で、請負者が本工事の契約期間中に、機械を他の者に売却・譲渡、若しくは処分していたことが発覚した場合は、工事成績点を5点減点します。

なお、土木一式工事B、C等級において、「大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査登録（バックホウの所有に係る部分に限る。）をしている」と申告した場合も同様とします。

(オ) 大阪府内企業への下請け

「企業の信頼性・社会性」のうち、「大阪府内企業への下請け」について、実績申告書により申告した場合で、完成時に一次下請契約額の総額に占める大阪府内企業の契約額の合計が、作成要領に定める実績評価基準の率を下回った場合は、工事成績点を5点減点します。

(カ) 現場従事技能者の配置

「現場従事技能者の配置」について、実績申告書により申告をした場合で、申告した職種の施工期間に現場従事技能者の配置が確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点します。

(キ) 担い手の確保

「企業の信頼性・社会性」のうち、「担い手の確保」について、実績申告書により申告した場合で、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点します。

(ク) 工事成績点に係る減点

70 点未満の工事成績点の実績があるにもかかわらず申請をせず、落札決定以降に減点の実績が判明した場合は、工事成績点を5点減点します。

用語の定義

評価基準点：

工事案件毎に大阪府が定める点数で、入札参加者は、申告点が評価基準点以上でなければ入札に参加できません（なお、全体の評価基準点の内訳として、企業の技術力、配置予定技術者の技術力に対して定める「技術力評価基準点」も併せて定めます。）。

申告点：

入札参加者が作成する実績申告書により申告する点数です。

CPD：

Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学会等において学習履歴を証明しています。

ICT：

Information and Communication Technologyの略。情報通信技術を意味します。

「i-Construction」では、この「ICT」を工事における「測量、設計・施工計画、施工、検査」の全工程で導入し、3次元データを一貫して使用することにより、生産性の向上を目指す技術です。

CCUS：

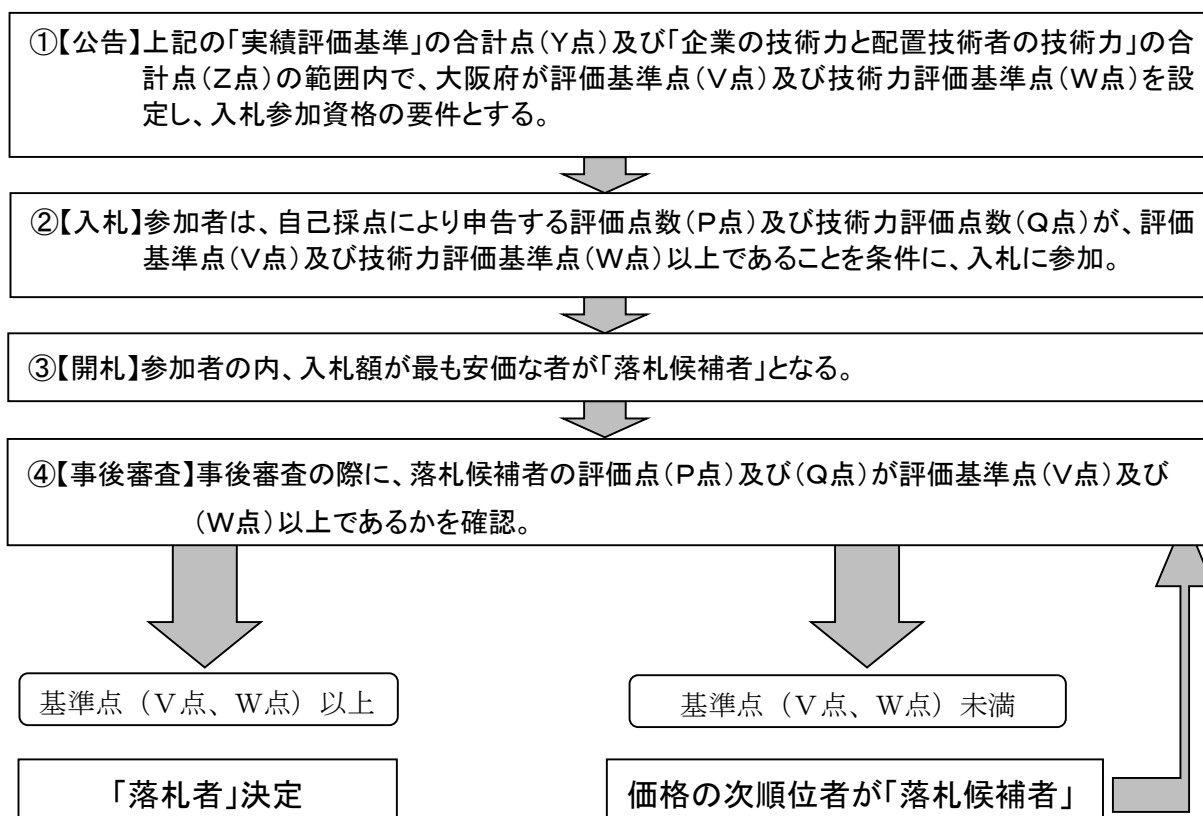
Construction Career Up Systemの略。建設業に関わる技能者の資格・社会保険加入状況・現場の就業履歴などを登録・蓄積し、技能者の適正な評価や建設事業者の業務負担軽減に役立てるための仕組みです。

実績申告型のイメージ

実績評価基準(例)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	点数	申告点数
企業の技術力	優良工事表彰 受賞の有無	都市整備部又は大阪港湾局に おける優良工事表彰等の受賞 の有無	受賞あり	A点	A点
	■	■	■	■	■
配置技術者の技術力	同種工事の工事経験	過去15年間に元請として完成 引き渡し完了した同種工事 の有無	同種工事の経験	D点	D点
	■	■	■	■	■
企業の信頼性・社会性	大阪府内企業への 下請け	大阪府内企業の下請けの活用	一次下請...	F点	F点
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
全体の合計点				Y点	P点
うち、技術力の合計点				Z点	Q点

落札者決定までの手続き(例)



【参考】

令和7年度 建設工事における条件付一般競争入札（実績申告型）の
取組方針の主な改正点

実績評価基準の項目

- ・登録基幹技能者の元請けによる配置を認めることとしました。

問い合わせ先

大阪府 都市整備部 事業調整室

技術管理課 契約管理グループ

TEL:06-6944-6038(直通)